

資料

法史学（第二版）——体系的要綱——（4）

ゲルハルト・ケエブラー著
ドイツ法史研究会訳

はじめに
序

- A 概念
 - B 意義
 - C 法学および歴史学
 - D 史料
 - E 時間による区分と対象による区分
 - F 研究補助資料
- 第一編 古代諸民族
- 第一章 インドゲルマン

- A 基礎的事象
 - B 法
- 第二章 ローマ人
- A 古ローマ法（以上、一七卷一号）
 - B 古典期ローマ法（以上、二二卷一号）
 - C 古代後期のローマ法（以上、二二卷二号）
- 第三章 ゲルマン
- A 基礎的事象
 - B 法（以上、本号）

法史学（第二版）（4）（ゲルハルト・ケエブラー）

第三章 ゲルマン人

A 基礎的事象

ゲルマン人とは、インド・ゲルマン語族に属し、個々のゲルマン語(スカンディナヴィア語、ゴート語、英語、フリーセン語、ドイツ語)に共通する祖語を話した民族である。

ゲルマン人の名は、紀元前九〇年頃ボセイドニオスの著作においてみられる。(ゲルマン人に関する)今日の知識は、おもに非ゲルマン語で書かれた古代の著述家たちの記述にもとづいている(マッシリアのピテアス前三四〇年、カエサル前四四年没、ストラボン二〇年没、プリニウス七九年没、タキトゥス九八年「ゲルマーニアの起源と土地について」、アミアヌス・マルケリヌス四世紀後半、ヨルダネス五五一年、プロコピウス五六二年以降没、トゥールのグレゴリウス)。これらの記述の信憑性については、議論の余地がある。というのは、かれらの一部には、いちどもゲルマーニアに行ったことがない者がいたり、場合によっては偏った見方で書いた者がいるからであり、またかれらは一般に用いられていた定型的な記述形式にならったり、個別事象を一般化したり

しているからである。これらの文献上の証拠は、考古学の発掘物によつて補われるが、しかしそれは、耐久性のある遺物を残すことができ、また現実に残したもののしか伝えることができない。このほか、わずかにゲルマン民族のことばによる伝承が残っている(ネガウのヘルム、前四―前一世紀、北イタリアの文書にある *harigasti leiva*。五百以下数百に及ぶ呼び名、一ないし二世紀以降のルーネ碑文は、全部で約五〇〇〇あり、そのほとんどは解読困難であるが、そのうちの約二〇〇―二五〇の碑文。現存するウルフィラによるギリシア語版聖書のゴート語訳)。そのほか、個々のゲルマン語からのゲルマン母語の再構成に頼らねばならない。

1 政治状況

ゲルマン人は、石器時代から青銅器時代への移行期(紀元前の第二の千年間の前半、別の見方によればようやく紀元前五〇〇年頃)に、南スカンディナヴィアと北ドイツでその存在が確認され、いくつかの大グループと多くの小部族に分かれていた。かれらは、紀元前一世紀以降、おそらく定住の結果として百万ないし三百万人の人口増加が生じたために、また気候の悪化や海水による土地侵食のために徐々に南へ進出していった(テウトニー族は前一〇二年にエクス付近で、キンブリー族

は前一〇一年にヴェルケルラエ付近で、それぞれ撃退された)。紀元前後頃、かれらは、ヴァイクセル川、ドナウ川、ライン川に到達した。カエサルとアウグストゥスの治下における波乱に富んだ戦争ののち、ローマ人は、八四年から構築された防壁(リーマス、一六〇年まで)によってドナウ川とライン川上流とを結ぶ国境の守備にしばらくの間成功した。四世紀になると、マルコマニー族、カッテー族、アレマン族、ゴート族、フランク族が進出したのち、ゲルマン部族は、備われ同盟者(*foederati*)としてローマの辺境地域に迎え入れられた。

三七五年、シナとトルキスタンから追われたフン族が、その間に南ロシアに定着した東ゴート族を侵攻するという状況の下で、民族移動が始まった。この民族移動期に、西ゴート族は黒海から(三七六年)南フランスに、ヴァンダル族はヴァクセル川からスペインを経て北アフリカに(四一九年)、ブルグンド族はオーデル川からブルゴーニュに、東ゴート族は南ロシアからイタリアに(四八八年)、ジュート族、アングル族、ザクセン族は北ドイツとデンマークからイングランドに(四五〇年)、フランク族はライン川下流からガリアに(四五〇)、ランゴバルド族は北ドイツからイタリアに(五六八八年)、それぞれ移動した。このゲルマン人の襲来の中で西ローマ帝国

は、四七六年皇帝ロムルス・アウグストゥルスの廃位をもって滅亡した。

II 経 済

経済は牧畜と農耕にもとづいていたが、農耕については、当初、耕作地と休耕地の交替がたえず行なわれた(二圃農法、粗放草地農法)。カエサルとタキトゥスの記述にもかかわらず、耕作は継続的な個別利用のために割当てられていたと推定してよいであろう。どの経営単位も、基本的に自己の需要のためにのみ物を生産した(家経済)。外国の鑄貨がしばしば蓄えられることはあったが、貨幣そのものは用いられなかった(自然経済)。手工業はおそらくよく徐々に発展し始めたばかりだったのであろう(鍛冶、製陶)。商業は、遠隔地からもたらされる、わずかな珍品の取引に限られていた(ガラス、陶器、金属が、毛皮、奴隸、琥珀、女性の毛髪と交換)。√*Kauf* (売買)、√*Kaufmann* (商人)、√*Kaufen* (買う) √*A* が、ラテン語の *caupo* (小売商人) に由来することは注目に値する。

III 社 会

ゲルマンの人口は、一〇〇万ないし三〇〇万人と推定され

る。定住は、平均二〇ないし三〇人の、別の見解にしたがえば約一〇人の人間が居住する五ないし一五の屋敷と、敷地面積七〇平方メートル以下の家屋とから成る小村の形で、もしくは単居定住の形で行なわれた。都市は存在しなかった。防備された領主館(城塞)があつたか否かについては議論されているが、いずれにしても場所と時代によって違いがあつた。

したがって、社会構成については意見が分かれている。ある見解にしたがえば、初めから強力な土地領主貴族が支配していたのに対して、古典的な、しかし証拠によって否定されているわけではない学説にしたがえば、平等な自由人のグループが中心となつていた。自由人の下には非自由人(• thegwaz → Diener (ト僕)、* skalkaz, Schalk (奴隸、悪者))がいた。非自由人は、被解放自由人に上昇することができた。いずれにせよ考古学は、豪華な副葬品をさまざまに確認している(いわゆる古墳)。

IV 精神生活

宗教は、数多くの神(ヴォーダン、トール、ティウ)を崇めるものであつた。神々は、一部は自然力と結びつけられており、森、山、樹木、泉において崇拜が行なわれた。死靈崇拜はきわめて多く、場所によつてさまざまな形をとつていた。

供犠——それも人間の供犠も含む——と呪術は一般に行なわれていたと思われる。しかし、まとまつた形での司祭身分の存在は、少なくとも疑わしい。固有の文学的な文化(英雄譚、頭韻)がどれほど過去に遡るのか、また名譽と誠実という特別な倫理觀念がどの程度存在したのかは、定かでない。

一ないし二世紀以降、ゲルマン人固有の文字による記録が始まつた(ルーネ文字)。三二五年頃、南のゴート族からキリスト教化が始まり、ようやく一世紀になつてスカンディナヴィアで終了した。このキリスト教化においては、最初ほとんどの部族はアリウス派になつたが、フランク族だけは、ローマ人によつて承認されたアタナシウス派のキリスト教信仰に従つた。

B 法

I 法一般

1 個々の部族が永続的な社会共同生活を営んでいたことを見れば、法的な規範秩序の存在を推定しなければならない。この秩序は、おそらく約二五〇〇年の長きにわたるゲルマン時代の経過において不変であり続けたことはなく、おそらく種々の部族においてまったく同一であつたわけでもないであ

ろう。しかし、史料状況のゆえに、このような差異をこれ以上は評価できないのが通例である。

2 (ゲルマン人の法生活についての) 最も包括的な記述は、タキトゥス⁽³⁾によるものである。かれはローマの風紀頹廃を批判する者として、墮落していない模範的な自然の民の姿を自国の人に明示しようとしたことが知られている。後世の史料からの逆推には問題がある。以前一般に行なわれていたような、中世の北方から伝えられた記録をローマ時代の南ゲルマン人にあてはめることには、とりわけ疑問が残る。

3 支配的ではあるが、史料によって実証されていない見解によれば、法は、古くかつ良いものであるがゆえに効力を有したとされる。法は、創造されるのではなく、つねにただ新たに、より良く再発見(改良、修正)することができるとはしない。この見解は、すでに早くから法制定行為が行なわれた可能性があるということ(スエビー族のぶどう酒輸入禁止令)を考慮に入れていないだけでなく、過度の思弁的構成に拠っている。史料によって確実に検証できるのは、かなりの量の、おそらくはほとんどが慣習によって成立した確たる規範が存在したということ、しかしそれらの規範は文字に記録されていないということにすぎない。

II 公法領域

1 国制

個々の部族(civitas, *thendo 人民、部族)は、少なくともはじめは、おそろくたいていきわめて小規模なものであり、特別な礼拝所で、定期的に、あるいは臨時に開催される民会において諸々の事項を取り扱った。

民会は、武装能力を有するすべての自由人によって構成され、戦争と平和などあらゆる一般的な重要問題を決定した。その際、個々人によってなされる提案は、武器を打ち合わせることによって承認され、あるいは不平の声を立てることによって却下された。

民会とともにひとりの王(*kuninga)が存在することがあった。

王は、国王靈威を有する一族(*kuninga)の中から民会によって、楯に載せて推戴するという方法で選ばれた。別の部族では、首長(princeps)たちによってのみ指導され、軍役のためにだけひとりの將軍太公、ギリシア語の strategos あるいは strategos にならったゴート語の *harja-tuga) が選ばれた。数人の王もしくは將軍が並立することもありえた。民会と王ないし首長との間に別の機関や下位組織(タウ

ゼントシャフト、フンデルトシャフト）がどれほど存在したかは、確かではない。しかし、おそらく二、三の王あるいは首長のもとには、少なくともある期間、若い戦士から成る従士団が存在しており、かれらは禄や軍装品や戦利品の分け前を受けるかわりに、軍事奉仕や防衛奉仕を行っていた。

2 行政

部族の全般的な仕事は、民会もしくは部族の統率者たちによって取り扱われ、遂行された。

3 訴訟

家族あるいは血族団体（ジッペ）内部の争いは、おそらくそのつど内部で解決されたであろう。争いがこれらの集団を超えた場合には、たぶん血讐もしくはフエーデ（*fainirho 敵対、敵意）の形をとった自力救済が前面におしだされたであろう。したがって公的な訴訟は、まれにしか行なわれなかった。

公的な訴訟が遂行される場合には、それは野外で民会において行なわれた。（争いが）部族全体にかかわるものでないときには、おそらく初めは、手続きに先立って利害関係者の間で、争いを民会において解決する旨の合意が結ばれたであろう。また、一方の当事者が召喚によって相手方を訴訟に応ずるように強制することは可能であったかもしれない。集会で

は、一方の側は告発を行ない、答弁を求めた。相手方は沈黙したり（法の拒否）、認諾したり、否認することができた。そのいずれかがなされると、集会の主事者か、周りを囲んでいる人民（立会人）の中のあるひとりが判決を提案したと思われるが、この判決は人民全体によって同意されなければならないかった。判決は、無条件で受け入れられるか、あるいは一方の当事者（被告）が、特殊な賭事契約（古フランク語の *arr. curative*（誓約する））の形で自己の主張の証明を誓約した場合には、その成否にかかっていた（二枚舌の判決）。後者の場合、証明は、決闘（神判）によるか、宣誓補助者（宣誓補助者は当事者の宣誓を真実と考える旨を誓約する義務を負う）を伴い、あるいは伴わずに行なう宣誓（*ablass（証明が）虚偽とされた場合の条件付自己呪詛）によるか、第三者（証人）、ゴート語の *weiwotus*（目撃者））の証言によってなされねばならなかった。証明当事者は、法の拒否を犯したくなければ、判決を履行する旨を誓約しなければならなかった。判決が完了すると、それに反対するいかなる法的手段も認められなかった。ただ判決提案については、それが不正であるという非難によって誰もがこれを論難することができ、それが行なわれると、引き続き、判決を提案した者とそれを論難した者との間で決闘がなされた。その結果が提案された判決の存廃を決定し

たのである。

公的執行というようなのは、個々人にのみかわる事件においてはなされなかった。もし相手方が判決履行の約束を自発的に果たさなかったならば、訴訟当事者は自力救済を行使し、相手方の財産もしくはその団体所屬員を自己の手中におさめ、そうすることによって履行を強制せねばならなかった。

〔これに対して〕特別の訴訟といえるものは、とくに現行犯手続であった。犯行が現場で直接目撃され、できるならば叫喚告知（いわゆる叫び声、叫ぶこと）が行なわれている間に捕えられた者は、雪冤宣誓をなすことができなかった。その者が発見者によって殺害された場合には、発見者は、死者に対する訴訟において違法行為の非難からまぬがれることができた。

常設の特別の法発見人、あるいはまた法宣告人が存在したかどうかについては、確かではない。いずれにしても、その証拠として挙げられることば *esago*（法口述人）は、聖書ラテン語にある立法者 *legislator* の文字と通りの翻訳にすぎない。

4 刑罰

不法行為は、多くの場合、家族あるいは血族団体の内部に

において制裁される（たとえば姦通）か、あるいは復讐やフェーデ（合法的敵対行為）によって解消された。これに対して、部族全体が侵害されたとみられるのは、とりわけ反逆（軍隊からの）逃亡、召集命令違反、法の拒否、さらにおそらく秘密裡に行なわれる殺人や放火や略取の場合であった。もつともこのような場合に問題とされたのは、おそらく主として結果についてであり、それゆえ、一方ではたんなる未遂は何らの結果の生じさせるものではなく、他方では結果発生意图が欠如しても、それは原則として考慮されることはなかった。婦人と子供は、こうした訴追からはまったく除外されていたと思われる。

法的効果としては、おそらく平和喪失、宗教、祭祀的な死刑（神々への供犠）、およびその不随効果たる財産の破壊などがあつたであろう。

これらのうちで、平和喪失——この概念についてはゲルマン時代の史料上の証拠は存在しない——は、初めは自動的に、のちには特別な手続上の確認を経てはじめて生じ、それは、当該の者を、誰もが何らの結果をも生じさせることなく殺害することができるといふ効果を発生させたときとされる（論争あり）。さらに平和喪失は、財産の給付によって解除が可能であつたとされる。死刑の形態は、犯罪の種類

によつていた（反逆犯は絞首され、風俗犯は沼地に埋められた）。

III 私法領域

1 人

部族は、おそらく基本的に法上平等は自由人（いわゆる一般自由人）から構成されていたであろう（論争あり）。かりに貴族が存在していたとしても、それは、自由人から社会・経済的、政治的にきわだつていたにすぎない。自由は原則として出生によつて獲得され、戦争捕虜、身売り、（たとえば、さいころ賭博における）身柄の引渡しによつて失なわれた。

外国人は原則として無権利であつたが、客人として友好的な保護を得ることができた。

非自由人は権利主体ではなかつた。しかし、タキトウスによれば、非自由人は自己の家および独立した経営領域を持ち、そこから主人に一定量の穀物、家畜、織物を納めるだけであつた。人は出生、捕虜、身売り、身柄の引渡しによつて非自由となり、解放によつて自由となつた。被解放自由人は自由ではあるが、自由人と同じではなく、タキトウスによれば、非自由人よりわずかに上にいたにすぎない。被解放自由人の身分は継承された。

子供、婦人、奴婢は、家父（**paterfamilias*）、*frater* なお *Fronhof*（領主館、領主直當地）などを参照）の家権力（**mundus*、**mundus* 古高ドイツ語の *mund* 言語的にはフテン語の *mundus* と同系。Hand（手）→ *Schutz*（保護）、**Schutzgewalt*（保護権力）→ *Vormundschafft*（後見）に服した。その場合、自由人の庶子は嫡出子と対等に扱われた。家権力は、子供の場合には出生後、家への収容によつて発生し、独立（分家、婚姻）によつて消滅した。婦人の場合には、婚姻によつて発生し、同時にそれとともに父の家権力は消滅した。

家父がいけない場合には、未成年者に対する家権力（**mundus*、**mundus*）は、かれらが武装能力を付与されるか、あるいは性的に成熟するまで最年長の男性血族に帰した。

血族（**Magen* **magaz* 青年、親族に由来）は、父方および母方の血縁者であつたが、父方が個々の事柄について優先権を持った。血族の親等は、家共同体（家父、両親、子供、兄弟姉妹）を中心とする円によつて計算された。したがつて、第一マールクシャフトには、祖父母、孫、両親の兄弟姉妹、兄弟姉妹の子供が、第二マールクシャフトには、曾祖父母、曾孫、大伯叔父、大伯叔母、従兄弟、従姉妹、甥・姪の息子、甥・姪の娘などが、それぞれ含まれた。血族団体と並んで、さらにジッペ（**sejho*、**sehan*）の

団体——同一の始祖に発する男系の子孫(男系親)から構成され、祭祀、法、および政治的な意義(血讐、宣誓補助、後見)をもつ平和団体——が存在したかどうかはわからない。むしろ、男系の最近親族が特別な重要性をもつ、きわめて多様な形の血縁関係が存在した可能性がより大きいであろう。

2 婚姻

a 婚姻は、原則として単婚であったが、男性には複婚が可能であった。婚姻は、通常、男性と他の血族団体に属する娘(*brudi新婦)の保護者(父、後見人)との間の婚姻契約によって成立し(契約婚)、またこの契約によって両血族団体は姻戚関係を結んだ。婚姻のときに、花婿(*brudi-guman)は花嫁の血族に贈与を行ない、かわりに花嫁に対するムントmuntを受け取った。花婿は、嫁運び(*brudi-haupa)によって花嫁を自分の家に運び入れた。

このほかに誘拐婚もある。この婚姻では、男性は、娘を、娘の同意は得ているが、その血族団体の意思に反して、連れ去るのである。これを原因として娘の血族団体のフェーデ権が発動されたが、それは弁済によって解消することができ、同時にそれによって男性は娘に対する人的支配権を獲得した。

娘をその意思に反して掠奪することは、不法であった。しかしこの場合でも、おそらく弁済によって和解が可能となり、人的支配権が獲得されたであろう。

通常のムント婚および実現可能な非ムント婚(恋愛婚)と並んで、内縁関係があったが、それは初めから婚姻の設定を目的とするものではなかった。

b 婚姻障碍は、最近親の血族の間および非自由人を相手とする場合にあったにすぎない。

c 婚姻は、配偶者の死、合意による離婚、あるいは夫による一方的な離婚によって消滅した。しかし、一方的な離婚の場合には、正当化する理由(たとえば、妻の姦通、不妊)がなければ、夫は、妻の側の血族団体のフェーデを覚悟しなければならなかった。

d 妻に対する人的支配権の獲得が、ムント婚のもっとも重要な効果であり、この支配権は一定の処分権(とりわけ姦通における殺害権)を付与した。妻が財産(嫁資、扶養保証物)を持参した場合には、それは夫によって管理された。

3 相続

a 家父が(生存中に家あるいは血族団体の統轄者として)特別に所有した財産は、その死とともに子供たちに渡ったが、土地はおそらく息子たちだけに帰属したのである。それは分

割がなされるまでは複数の者たちの共有であった。

子供がいない場合には、普通は父が先に死んでいるから、財産は、遺産（インド・ゲルマン語の *orbho、ラテン語の orphanus 見捨てられたもの、ゲルマン語の *arb(i)a, *arbian 遺産、を参照）として兄弟に、さもなくば伯父などに移転した。

妻が死んだ場合、妻が持参した財産あるいは夫が妻に与えた財産などがあれば、それらは子供たちのものとなったが、子供がいない場合には、妻の父方の家族の（本来の）権利者に復帰した。

b ひとりひとりの財産については、おそらく特定相続が行なわれたであろう。というのはタキトウスによれば、葬儀において男の遺骸には馬や武器が付けられていたからである。最近親の男性血族だけが獲得する、後世のヘールゲヴェーテ Hergewäte（武装品）は、ここから発展したのかもしれない（論争あり）。さらに婦人も特定の副葬品を獲得した。

c 遺言は存在しなかった。それにかわるものは、養子をとるという特別な方法であった。

4 物

a 物がどれほどひとりひとりの人間に個別的に帰属して

いたかについては、意見が分かれており、それは、とりわけ農業および社会制度の問題をめぐって、どのような立場をとるかによって違ってくる。おそらく家屋は、そのまわりの一定の土地とともにそれぞれの家父あるいは家族のものであったであろう。のみならず、耕作地と休耕地も、少なくとも後には明白かつ確固たる個別的な所有に帰していたと思われる。これに対して、その他の土地は、すべての隣人が共同で無制限に利用することができた。

家と耕地の個別的帰属が基本であったとすると、家父の権能はいかなるものであったのかという疑問が生じる。家父の権能に、単純な所持と利用が、したがってまたその妨害の阻止が含まれていたのは確かである。支配的な見解にしたがえば、家父がさいころ賭博で全財産を（したがって家や農地をも）失なうことがありえたにもかかわらず、譲渡を行なうには、将来の相続人の同意が、あるいはさらに定住仲間の同意までもが必要とされた。このような制約的な同意権——これは古代末期のヘレニズム法にもみられる——の確たる証拠は、フランク時代になってはじめて見い出される。

このほかに、物の帰属は、おそらく *haben（持つ）、aigen（持つ）と呼ばれたにすぎない。その状態は、通常はおそらく

原始取得(先占)によって得られ、放棄によって失なわれたであろう。

b また支配的な見解にしたがえば、ゲヴェーレはゲルマンの物権法上の基本概念である。ゲヴェーレは物に対する支配を意味するが、この場合それは、通常、物権(所有権)の衣装(あるいは法形式)と規定され、それのみが、物権の所有者に、侵害にたいする防禦と奪取の場合の返還請求の根拠を与えたといえる。したがって、物は、物権そのものの移転によってではなく、物権の衣装としてのゲヴェーレの移転によってのみ移転されたといえる。しかしながら、こうした煩雑で抽象的な考察方法は、いかなる史料の根拠をもっていない。

c 弁済を確保するためには、おそらく担保権が行使されたであろう。この場合、担保権者は、弁済がなされるまで物を保持した。弁済がなされない限りは、物は担保権者のもとにとどめおかれた。

5 債務

a 部族全体にかかわらない不法行為が生じた場合には、被害者はその血族団体とともに復讐(*wreko 追跡、復讐)とフェーデの権利を有した。この権利は、合意によって決められる弁済額の支払いによって消滅させることができた。タキ

トゥスによれば、和解金(*pena* 贖罪金)は馬や牛で支払われ、しかもその一部は、王あるいは部族に、一部は被害者あるいはその血族団体に引き渡された。

b このほかにも弁済義務を設定することができた。それは、ある弁済のために物の引き渡しとその受領とが義務づけられる要物契約によって、あるいは特別な方式(誓約、杖の性交⁽⁵⁾)を装って約束が与えられる方式契約によって、なすことができた。

売買あるいは交換がなされた場合には、それは物権法上の現実行為として処理された。

c 誰であれ、弁済義務があるにもかかわらず弁済を行なわなかったならば、その者は法を拒否したことになる、フェーデ(あるいは平和喪失)に直面した。かれは、弁済によるほか、物を担保(*plant-ラテン語の *pannus* [布片]に由来?)として、あるいは人を人質(**gista* 人質、芽、子孫、ケルト語に由来?、人的占有質)として与えることによって、あるいは自己の保証人を見い出すことによってフェーデ(あるいは平和喪失)を回避することができた。

(1) ポセイドニオス *Poseidonios* (前一三五年頃——五一

ギリシアの哲学者、歴史家、地理学者。シリアに生まれ、アテナイで学び、のちロードス島で教師をした。神や天文や歴史についての著作を残した。

- (2) アリウス派とアタナシウス派については『法史学』(比較法学二二—)の二一九頁訳註(4)を参照。

- (3) タキトゥス Cornelius Tacitus (五五年頃——一二〇年頃)

ローマの歴史家。法務官、執政官、アジア総督などを歴任。その著作には、『雄弁家についての対話 Dialogus de oratoribus』、『アグリコラの生涯について De vita Iulii Agricolae』などの短篇のほかに、『年代記 Annales』と『歴史 Historiae』の大作がある。ゲルマン人についての記述としては、『ゲルマニア Germania』がある。これについては、本文に述べられているような意図にもとづくこと、あるいは第三章の冒頭にあるような信憑性の問題などから、その史料的价值について疑問視する見解があり、さらにこれをフランク時代の法や国制についての記述の根拠とすることに慎重となる傾向もみられる。

- (4) フェーデ

違法行為が発生した場合に、加害者およびそのジッペと被害者およびそのジッペとの間に成立する敵対関係。その初期の段階では血讐が行なわれた。これは当時の国家権力の分散構造によるものであり、国家が生命、身体、財産等の保護を与えることができなかったためである。血讐のほかに、贖罪金あるいは人命金によってフェーデを解消する方法も行なわれた。和解が成立すれば、当事者は

後記

- (5) 杖の手交

Urfehde を結ぶ。中世初期の部族法典に贖罪金のカatalogが多くみられるのは、こうした和解を促進しようとする国王の政策によるものである。

当事者の一方が人格の表章を記した杖 (testuca notata) を相手方に手渡すことによって、債務という誠実義務を引き受けることになる。

ドイツ法史研究会とそのメンバーについては法史学(1)(本誌一七巻一号一六五頁以下)を参照されたい。なお今回発表の部分は、早大大学院の田中憲彦(西洋法史)が担当した。(田山輝明)